



「児童扶養手当法」の一部が改正されました

問い合わせ 福祉課子育て支援室 ☎0537-851120



これまで、公的年金など（遺族・障害・老齢・労災年金、遺族補償など）を受給している人は、児童扶養手当を受給することができませんでした。しかし、平成26年12月以降、年金受給額が児童扶養手当より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・両親がおらず、子どもを養育している祖父母など、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

〈参考：児童扶養手当の月額〉

子ども1人の場合
 全部支給：41,020円
 一部支給：41,010円～9,680円
 (所得に応じて決定されます)

子ども2人以上の加算額
 2人目：5,000円
 3人目以降1人につき：3,000円

児童扶養手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、福祉課子育て支援室へ申請が必要です。

支給開始日

申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金などを受給していたことにより、児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

平成26年12月から平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。



国民健康保険の高額療養費の自己負担限度額が変わります

問い合わせ 国保健康課 ☎0537-851171

70歳未満の人の

自己負担限度額が変わります！

平成27年1月から、70歳未満の人の高額療養費自己負担限度額が右のように変更になります。これにより、今までよりも所得区分が細分化され、所得に応じた医療費の負担となります。

なお、70歳以上の人の自己負担限度額に変更はありません。

限度額適用認定証(限度額適用認定・標準負担額減額認定証)を医療機関などへ提示することにより、外来・入院ともに窓口での支払いは限度額までとなります。(国保税に未納がある場合は交付できません)

既に認定証を持っている人には、12月中に新しい認定証を送付します。

【平成26年12月までの自己負担限度額(月額)】

所得区分	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01	44,400円
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×0.01	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

【平成27年1月からの自己負担限度額(月額)】

所得区分	3回目まで	4回目以降	
一般	総所得金額等が210万円を超え600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01	44,400円
	総所得金額等が210万円以下	57,600円	44,400円
上位所得	総所得金額等が901万円を超える	252,600円+(医療費-842,000円)×0.01	140,100円
	総所得金額等が600万円を超え901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×0.01	93,000円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	